

○南相馬市消防団の組織等に関する規則

平成18年1月1日
規則第131号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項に基づく消防団の組織及び同法第23条第2項の規定に基づく消防団員の階級、訓練、礼式及び服制、その他消防団に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 南相馬市消防団（以下「消防団」という。）の組織は、本団及び3団とし、団の構成及び区域は、別表第1のとおりとする。

(運営)

第3条 消防団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮して法令、条例及び規則に定める職務を遂行し、市長に対しその責めを負うものとする。

- 2 副消防団長は、消防団長を補佐して消防団の事務を整理し、消防団長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ消防団長の定める順序に従い、その職務を行う。
- 3 消防団長及び副消防団長がともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ消防団長の定める順序に従い、分団長がその職務を行う。
- 4 消防団長、副消防団長、分団長、副分団長、部長及び班長（以下「消防団長等」という。）の任期は、4年とし、再任されることを妨げない。
- 5 消防団長等が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 機能別団員の任期は、2年以内とし、定年の者を除き、再任されることを妨げない。
- 7 南相馬市消防団設置等に関する条例（平成18年南相馬市条例第180号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により消防団員が退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって、消防団長は市長に、その他の消防団員は上司を通じて消防団長に願い出なければならない。
- 8 前項の文書の提出を受けた任命権者は、消防団長又はその他消防団員の退職を認めるとときは、退職の発令をするものとする。
- 9 条例第6条第2項の規定による定年及び第6項の規定による任期満了（再任されるものを除く。）により機能別団員が退職するときは、消防団長が退職の発令をするものとする。
- 10 任命権者は、条例第7条の規定に該当するものとして、戒告、停職又は免職を行う場合は、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行うものとする。
- 11 前項の場合において、停職者はその職を保有するが、職務に従事しない。
- 12 停職者は、停職期間中においては、いかなる報酬等も支給されない。

(水火災その他の災害出動)

第4条 消防車が火災現場に赴くときは、交通法規の定める速度に従うとともに正当な交通を維持するために赤色灯及びサイレンを用いるものとする。ただし、引揚げの場合の警戒信号は、鐘又は警笛のみに限られるものとする。

第5条 出火出動又は引揚げの場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなけれ

ばならない。

- (1) 責任者は、機関担当者の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校及び劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 消防団員及び消防職員以外の者は、消防車に乗車させないこと。
- (4) 消防車は、一列縦隊で安全を保って走行すること。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中に追い越さないこと。

第6条 消防団は、市長の許可を得ないで市の区域外の水火災その他の災害現場に出動してはならない。ただし、出動の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従って市外と判明したときは、この限りでない。

(消火及び水防等の活動)

第7条 水火災その他の災害現場に到着した消防団は、設備機械器具及び資材を最高度に活用して生命、身体及び財産の救護に当たり、損害を最少限度にとどめて水火災の防ぎよ及び鎮圧に努めなければならない。

(遵守事項)

第8条 消防団が水火災その他の災害現場に出動した場合は、次の事項を遵守し、又は留意しなければならない。

- (1) 消防団長の指揮の下に行動すること。
- (2) 消防作業は真摯に行うこと。
- (3) 放水口数を最大限度に使用し、消火作業の効果を上げるとともに、火災の損害及び水損を最少限度にとどめること。
- (4) 分団は、相互に連絡及び協調すること。

(現場保存)

第9条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、市長及び警察職員に報告するとともに、警察職員又は検視官が到着するまでその現場保存をしなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第10条 放火の疑いのある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに市長及び警察職員に報告すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに公表は差し控えること。

(消防団の事務)

第11条 消防団においては、次の事務を処理する。

- (1) 火災その他災害の予防警戒に関すること。
- (2) 災害発生の場合の消火活動及び調査に関すること。
- (3) 消火水利施設の保護管理に関すること。
- (4) 消防機械器具の手入保存に関すること。
- (5) 消防署の事務で委任された事務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

2 機能別団員の事務は、別に定める。

(文書簿冊)

第12条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 設備資材の整備及び点検台帳
- (4) 区域内全図及び地利水利要覧
- (5) 給与品、貸与品台帳
- (6) 消防法規、例規つづり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(教養及び訓練)

第13条 消防団長は、消防団員の品位の向上及び実地に役立つ技能の練磨に努め、消防庁の定める消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）に従い定期的に訓練を行わなければならない。

(表彰)

第14条 市長は、消防団又は消防団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

- 2 前項の場合において、消防団員については、消防団長が表彰を行うことができる。
- 3 前2項の表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(服制)

第15条 消防団員の服制については、消防庁の定める消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）による。

(給貸与品)

第16条 消防団員に支給し、又は貸与する給与品及び貸与品（以下「給貸与品」という。）の品目、員数、使用期間、給貸与の区分及び給貸与該当者は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長は、必要と認める場合においては、前項に定める使用期間についてこれを短縮し、又は延長することができる。
- 3 納貸与品の使用期間の計算は、給与し、又は貸与した日から起算する。ただし、使用したことのある給貸与品については、その期間を使用期間に通算する。
- 4 使用期間を経過した貸与品は、使用期間と同期間、貸与を受けた消防団員において保存しなければならない。
- 5 第2項の規定は、前項の貸与品の保存すべき期間について準用する。

(給貸与品の返納)

第17条 消防団員が退職し、又は免職となった場合において、当該消防団員に支給され、又は貸与されている給貸与品に使用残期間があるときは、当該給貸与品を市長に返納しなければならない。前条第4項の規定により保存している貸与品があるときで、その貸与品に保存残期間があるときも、同項の規定にかかわらず、また同様とする。

(給貸与品亡失の届出等)

第18条 納貸与品の使用期間又は保存期間内において給貸与品を損傷し、又は亡失したと

きは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 納入品の使用期間内において、納入品を損傷し、又は亡失したときは、職務上の事由によるものを除き、その原価を使用残期間（前項の届出のあった月の翌日以降の月数に対応する期間とする。）に対する月割計算をもって、弁償しなければならない。

（その他）

第19条 この規則に定めるものほか、消防団に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の小高町消防団組織規則（昭和41年小高町規則第8号）、鹿島町消防団組織規則（昭和42年鹿島町規則第13号）又は原町市消防団の組織等に関する規則（昭和41年原町市規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月30日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月17日規則第43号）

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月14日規則第9号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月23日規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規則第17号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区団の構成及び区域

区 団 名	分団名	区域
小 高	第1分団	第2分団及び第3分団に属しない区域
	第2分団	飯崎、角間沢、小谷、摩辰、南鳩原、北鳩原、羽倉、大富、金谷、川房、大田和及び小屋木の区域
	第3分団	福岡、女場、村上、泉沢、角部内、下姥沢・上姥沢、井田川、浦尻、下浦、上浦、行津、上耳谷、下耳谷及び神山の区域
鹿 島	第1分団	第2分団、第3分団及び第4分団に属しない区域
	第2分団	上寺内、寺内、三里、西川原団地、大谷地、江垂、塩崎、川子、大内、鳥崎及び小島田の区域
	第3分団	南屋形、北海老、南海老、北屋形、南柚木、永田及び永渡の区域

	第4分団	上栃窪、栃窪、御山、白坂、角川原、横手、山下、車川、浮田、岡和田、牛河内、小山田、小池及び檍原の区域
原 町 区団	第1分団	第2分団、第3分団、第4分団及び第5分団に属しない区域
	第2分団	小木迫、鶴谷、矢川原、高、上太田、中太田、下太田、片倉、益田及び牛来の区域
	第3分団	萱浜、北原、大甕、零、小浜、江井、下江井、堤谷及び小沢の区域
	第4分団	上北高平、上高平、下高平、下北高平、泉、北泉及び金沢の区域
	第5分団	馬場、大木戸、牛越、石神、押釜、高倉、大原、大谷、信田沢、深野、長野、北長野及び北新田の区域、雲雀ヶ原

別表第2 (第16条関係)

給貸与品

品目	員数	使用期間	給貸与の区分	給貸与該当者
甲種制服	上下1組	5年	貸与	副分団長以上の消防団員及びラッパ部団員
盛夏略衣	上下1組	5年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)
盛夏略衣 (礼式用)	上下1組	8年	貸与	ラッパ部団員
階級章	1個	5年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)
制帽	1個	5年	貸与	副分団長以上の消防団員及びラッパ部団員
盛夏制帽	1個	8年	貸与	副分団長以上の消防団員
アポロキャップ	1個	8年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)
盛夏略帽	1個	8年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)
活動服	上下1組	5年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)
ネクタイ	1本	5年	支給	全消防団員 (機能別団員を除く。)
長靴	1足	5年	支給	全消防団員
オレンジ色ベルト	1本	8年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)
青灰色ベルト	1本	8年	貸与	全消防団員 (機能別団員を除く。)
白色ベルト	1本	8年	貸与	ラッパ部団員
タレ付ヘルメット	1個	8年	貸与	全消防団員
現場防火衣	1着	8年	貸与	部長以下の消防団員 (機能別団員を除く。)

				員を除く。)
名入り防火衣	1着	8年	貸与	副分団長以上の消防団員
飾緒	1組	8年	貸与	ラッパ部団員
短靴	1足	8年	貸与	ラッパ部団員
雨具	1着	5年	貸与	全消防団員
法被	1着	5年	貸与	機能別団員

備考 ラッパ部団員の制帽には、白覆を付ける。